

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

一 港湾局海洋・環境課及び海岸・防災課の所掌事務を変更すること。

(第百六十二条及び第百六十三条関係)

二 大臣官房審議官の設置期間の特例を廃止すること。

(附則第五条の四関係)

三 国土政策局等の所掌事務の特例等を変更すること。

(附則第二条、第七条、第八条、第十六条及び第十八条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国土審議会令の一部改正

一 山村振興対策分科会の設置期限の延長を行うこと。

(附則第二条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

この政令は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、一部の規定は、公布の日から施行する

120。

(附則關係)